

論文審査の結果の要旨

氏名：綿 貫 哲 郎

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

論文題名：清朝八旗漢軍の研究

審査委員：（主 査） 教授 松 重 充 浩

（副 査） 教授 加 藤 直 人 教授 山 本 孝 文

日本大学通信教育部教授 高 綱 博 文

本学位請求論文（以下、請求論文と略）は、清朝（1636～1912年）の「八旗漢軍」と「漢軍旗人」の多元性および多様性の具体的実態を、従来十分利用されてこなかった檔案（公文書）史料を中心にしてつづつ解明したものである。

「満洲人」を中心として建国された清朝は、その支配層を「旗」と呼称される組織集団を中核に構成されていた。「旗」は満洲、蒙古、漢軍の3種類に分かれ、それぞれ8つの集団が組織されたことから一般に「八旗」と呼ばれており、軍事制度と社会制度を兼ね備えた組織となっていた。清朝は、勢力拡大にともない多数のモンゴル人と漢人を傘下に収めると、中核としての「八旗満洲」とは別に、「八旗蒙古」と「八旗漢軍」という組織を編成し、同組織を構成する「旗人」が清朝の支配層を構成していくこととなる。このことは、清朝の支配・展開実態の解明にあたって「旗人」の実態解明が不可欠な研究課題であることを意味していると言えよう。請求論文は、この課題に対して、「八旗漢軍」と「漢軍旗人」を対象としてつづつ追究した成果であり、各章（序章・本論計7章・終章）の内容要旨と主な成果は、以下の通りである。

1. 内容の要旨

まず、序章において従来の研究成果の総括と本論文における分析視角と解題および利用史料の特徴が明示されている。この点は、本論文における独創性を構成する部分であり、その詳細については本論文の成果で後述する通りである。

第1章「清初の旧漢人と清皇室」では、八旗漢軍の母胎である「旧漢人」の政治的位置と旗色決定の構造が、旧漢人と清皇室との通婚関係を事例に検討され、旧漢人の政治的地位の上昇が太宗ホンタイジ即位後にヌルハチ嫡子子孫（旗主）と通婚関係を結ぶようになってからという新たな実証的成果を提示している。第2章『世職根源冊』からみた清初の降清漢人』では、主に中国第一歴史檔案館原蔵の「世職根源冊」を用いて、主に入関前から順治年間までに清朝に帰順し世職を与えられた漢人について、清朝政権が彼らを如何に位置づけていたのかが検討され、順治七年（1650）には旧漢人が、順治九年（1652）には新漢人が、段階的にそれぞれ特恩によって「世襲罔替」とされたということが明らかにされ、従来の当該問題の通説に訂正を求める成果を得た。

第3章「入関後に編設された漢軍ニルについて」では、主に中国第一歴史檔案館が所蔵する官員面簿の檔冊を用いて、順治朝～雍正朝に編設された漢軍ニルと入旗した降清漢人の実態が検討され、順治年間では「八旗均分」された降清漢人がそのままニル編成されたことで旧明朝亡命政権下の官兵を収容し編設したニルの割合が高いが、康熙年間以降になると、台上ニルや内務府壯丁から撥出したニル（雍正年間編設）を除き、旧「三藩」属下の八旗編入の特徴が見られることが明らかになった。これはいずれも新たな実証的水準を提示したものである。第4章「八旗漢軍『勲旧』ニル考—雍正朝『ニル三分法』と『勲旧』の名称—」では、雍正帝（在位1722～1735年）期八旗改革の「ニル三分法」において勲旧ニルに類別された漢軍ニルの実態と、ニル分定を通じて変化する「勲旧」名称の定義が分析された。その結果、八旗漢軍の勲旧ニルは、旧漢人のほかに比較的清朝皇帝の影響力が及びやすい元来は上三旗所属だった一族に多く、佐領のニル下人に対する支配権の問題（専管化）から言えば、漢軍ニルの場合は天聰九年でなく康熙二十年が起源であるという新たな実証的水準が提示された。

第5章『六條例』の成立—乾隆朝八旗政策の一断面—』では、乾隆初年（1735年）から同三十年（1765年）に及ぶニル分類法の推移分析を通じてニル名称の差異を解明すると共に、「六條例」の成立が、清朝

中期の八旗制の変容とどのような関係にあったのかの検討がなされた。その結果、「六條例」の特徴として本来の慣習的な規定を成文化したこと、乾隆帝（在位 1735～1795 年）が八旗制の変容を「六條例」制定という規定整備により対応し旗人社会を維持しようとしたことに加えて、その後も乾隆帝は「六條例」を援用しながら八旗制の現実に対応していった状況が実証的に確認され、従来の当該時期の歴史像を刷新することに成功している。第 6 章「恩騎尉の創設」では、清朝の高宗乾隆帝の治世に創設された恩騎尉という世職（世爵ともいう）の賜与の拡充を通じて、主に乾隆年間における八旗社会構造の特徴分析がなされた。その結果、八旗世職が乾隆期後半以降において漢人さらに帝国全土の「民族」に適用されていく過程が実証的に明らかにされ、八旗制が解体に向かうとされる通説の見直しを迫る成果の提示となっている。

第 7 章「安南黎氏ニル編設始末考」では、乾隆五十五年（1790）に安南人（今のベトナム人）を母胎として、北京で編設されたニルとその背景が分析された。その結果、黎氏ニルが著しく内部完結された空間であり結果的に満洲化せず安南人としてのアイデンティティを保持していたことが明らかにされると共に、その処遇をめぐる乾隆帝の対応が内陸アジアのハンとしての特徴を示すものだったことが明らかにされ、従来の「清—安南」関係史に新たな知見を加える成果ともなった。

終章では、以上の内容を要約し、改めて八旗漢軍または漢軍旗人の多元性や多様性を確認した上で、残された課題として、旗人官僚の帝国支配における役割と漢人軍閥等の清朝への投降実態の解明があることを示し、論文を締めくくっている。

2. 主な成果

第 1 点は、「中央ユーラシア史」的視座から「清＝満洲王朝」の支配構造を分析するという、従来の分析視角上の限界を突破する手法をとっている点である。

従来の清朝研究の多くは、「中国史」の枠組みからの所謂「断代史」的アプローチによってなされ、多くの実証的成果を積み重ねてきた。しかし、言わば「中華至上主義」的認識〔諸民族は遅かれ早かれ「漢化」（中華化）するといった先験的な認識〕があったこともあり、清朝が東アジアにとどまらず中央ユーラシアに跨った帝国だった点への配視は極めて不十分だった。このため、従来の清朝史研究では、清朝を「中国歴代王朝」の一つに「矮小化」してしまい、「中央ユーラシア史」的文脈にも即しつつ、その全体像を理解・再構成するという点では不十分なままに終わるといった大きな問題点を孕むものとなっていた。

本研究では、以上の問題点をふまえて、「中央ユーラシア史」的視座を織り込んだ検討、より具体的には、中央ユーラシアで歴史継承的に形成されてきた諸事象が東アジア世界と切り結ぶなかで如何に相互連関と相互変容を繰り返し実態化したかを、中央ユーラシア史的側面を強く持つ「八旗」とその展開的実存形態である「八旗漢軍」および「漢軍旗人」を具体的な分析対象としつつ追究した成果となっている。

第 2 点は、その存在がとくに知られながらも、従来は十分利用されてこなかった満洲語史料を整理・分析することで、当該分野における新たな史料水準と実証水準を開拓したことである。具体的には、「八旗世襲譜檔」という満洲語中心の文書史料の整理・分析を、他の漢語史料も駆使しつつ、「八旗漢軍」・「漢軍旗人」研究の実証的水準を大幅に向上させたことである。

「八旗世襲譜檔」は、北京の中国第一歴史檔案館（国家公文書館）に所蔵され、八旗内部の爵位や職位の継承に関わる履歴等が記された公文書群で、1980 年代にマイクロフィルム化（全 24 巻、約 7 万 2 千コマ）されながらも、その量的膨大さに加えて、読解の難解さにより、これまで本格的に研究に用いられることはなかった。請求論文では、このマイクロフィルム中の「八旗漢軍」の約 2 万コマと「八旗満洲」そして「八旗蒙古」に関する一部分の史料、更には、マイクロフィルムとは別史料となる読解が極めて難解な「世職名簿」を、長期に亘る堅実な史料整理・分析と申請者の卓越した語学力〔申請者は、本学大学院博士後期課程在学中の 2002 年に日本大学海外派遣奨学生として当該研究領域の世界的権威である劉小萌氏（中国社会科学院近代史研究所）の下で語学と史料読解に関する研鑽を積んでいる〕を駆使することで追究し、八旗制度の根幹にかかわる問題、具体的には第 2 章（『世職根源冊』からみた清初の降清漢人）、そして第 5 章（『六條例』の成立—乾隆朝八旗政策の一断面—）について、当該研究領域において初めてとなる実証的成果を数多く提示することに成功している。

また、以上の成果は、請求論文の基礎論文が、多くの研究論文に引用されており、当該研究領域で高い評価を得ていることからわかる。その代表的な事例をあげれば、中国史研究の代表的な入門書であ

る礪波護・岸本美緒・杉山正明編『中国歴史研究入門』（名古屋大学出版会、2005年）において、請求論文の第1章（「清初の漢人と清皇室」）と第5章の基礎論文は、清朝八旗制に関し参照すべき論文として紹介され、第3章（「入関後に編設した八旗漢軍ニルについて」）に関しては、小編ながら学界主要誌に掲載された学術論文2本に引用（鈴木真「旗王家の継承と新設—雍正朝の両紅旗を例に」『東方学』109輯、2005年。張建「変革時代：近畿地域・特殊群体—清初三朝直隸旗人群体浅深」『中国社会歴史評論』第4期、2010年）されていることなどがある。

よって本論文は、博士（文学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成27年1月22日